## 令和5年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	44	1						府 省	庁 名	国土交	通省
対象税目		個人	人住民税	法人住民	说 事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他(	都市計画税	)
要望 項目名				ううけん またい		没等の整備等の	促進に関する	法律の選定	ミ事業者が整	降備した公共施	没等に係る
要望内容(概要)		規規規	間資金等 定する選 定する選	の活用によ	る公共施設		促進に関する			という。)第2章 でする同法第2章	
		より 共加 び まか	りその事 施設等に 昆合型を た、民間	事務又は事業 「係る固定資 ・追加するこ 引事業者と競	として実施 産税、都 と。(現行 合しない	をするものであ †計画税及び不 は令和7年3」	ることを当該 動産取得税に 引 31 日まで課 ている税制料	者が証明し ついて、非 税標準を2 例措置の対	ルたものに限 ‡課税とする 2分の 1 に減 対象施設につ	掲げる者が法役る。)により整位をともに、独立 続ける特例措施のいて、利用料金流すること。	備される公 立採算型及 置)
関係	条文	F	司附則第	第15条第14	項、地方和	说法施行令附則	第7条第9項	~第10項	、同附則第	川第 11 条第 6 項 11 条第 16 項~ 項~第 37 項等	第17項、
	収 込額		切年度] 改正増減		. 8 (	<b>▲</b> 266. 2	) [平年	F度] ▲2	2, 364.	0 ( ▲92	•
要望	理由	多活	用するこ	た とにより、	効率的かつ	つ効果的であっ	て良好なサー	-ビスを実現	するため、	□民間の資金やA 「PPP/PFI 推っ るところである	進アクショ
		ア合さウ公効にしたなり算ア負担の	ク型らイ供で限か件施ス出ク担シのにルサあ定しに設クがシにョ事はスーるしなと改をさョつ	き)の推送等では、 が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	掲げられて 関本 は は は は は は は は は た が の の は り に り の の り の り の り の り の り の り の り の り	におり、より収え と発展させてい 国及び地方に民 は、効率的に制度 が高けた拡充性の を を はは、 事 はは、 事 はは、 事 は は を 発 が ら の で り は は り に り に り に り に り に り に り に り に り	性を高める。 くという視点 団体の財創意 面等の見を分 の大施方針(行 になどの担かが、 の税すらされる。 があれていがが、 があれている。 があれている。 があれている。 があれている。 があれている。 はないである。 はないである。 はないである。 はないのである。 と、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	エ夫重協が、は、大手を要としているのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ることで公のでなる。 なた増活用でいるでは、 等を方れいのをはずれまないででいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	#う事業 (独立) 的負担の抑制効 また、て、PFI が る PPP / PFI が の BOT 方によ が 大式にら見い は 大力式の検討師 ・ ルネックの一	リ果を高め、 新型の高き続き 非収 施機動設 は的のの はいてきに VFM の
対応	望に する 域案	該	当なし								

		○政策         経済財政政策の推進           ○施策         民間資金等活用事業の推進
合理性		◆新しい資本主義実現に向けた PFI の推進についての申入れ〜ポストコロナを見据えた飛躍への一手〜 (令和4年5月 自由民主党 PFI 推進特命委員会)
		2. 活用対象の拡大 O 民間事業者が適切な事業手法を選択できるよう、BTO 方式と BOT 方式との税のイコールフッティングを実現する特例措置を講じること
	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	
		ii)制度改善 ⑧事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など 民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるBOT 方式(Build-Operate-Transfer) を促進するため、現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。(令和2年度開始)
		◆経済財政運営と改革の基本方針 2022 について (令和4年6月7日閣議決定)
産		2. 社会課題の解決に向けた取組
		(1) 民間による社会的価値の創造
		(PPP/PFI の活用等による官民連携の推進)
		民間の資金・ノウハウを公共施設等に活用する PPP/PFI について、新しい資本主義の中核となる「新たな官民連携」の取組として、新たなアクションプランに基づき、取組を
		中核となる「新たな自民建務」の収組として、新たなアグションノブンに基づさ、収組を 抜本的に強化する。今後5年間を、PPP/PFI が自律的に展開される基盤の形成に向けた「重
		点実行期間」とし、PFI 推進機構の機能も活用・強化しつつ、関連施策を集中的に投入す
		るとともに、幅広い自治体の取組を促す。
		令和4年度~令和13年度までの10年間で30兆円の事業規模目標(①コンセッション事業7兆
	政策の	円、②収益型事業7兆円、③公的不動産利活用事業5兆円、④その他事業7兆円)
	達成目標	これに加え、アクションプランに掲げる取組の強化により、さらに4兆円のPPP/PFI事業の実現
	税負担軽減措	を目指し、事業規模目標の達成を図る。 令和6年度末まで現行の特例措置が適用
	間には、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般は、一般	7和6年度末まで現107時間目が適用
	は延長期間	
	同上の期間中	該当なし
	の達成目標	
	I  	上記達成目標を定めた PPP/PF I 推進アクションプランを、令和4年6月3日民間資金等活用事
	達成状況	業推進会議において決定したところ。
有効性	要望の措置の 適用見込み	年間平均 PFI 件数 68 件×B0T 比率 7 % = 年間 4.8 件
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	税の不均衡により事業選択の可能性が偏っている状況は問題であり、非課税措置によって解決が見込まれる。また、税制特例対象施設が一部に限られていることから、その対象範囲を広げることで、PFI 全体の推進に資することが期待される。
	ログル	

_	1	
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	該当なし
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	該当なし
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	該当なし
	要望の措置の 妥当性	そもそも PFI 事業は、従来国や地方公共団体が行ってきた公共事業を民間に委託するものであり、 その性格は本来的に公的性格で、その用途も公共の用途に供されるものであることから、BTO 方式 と同様にBOT 方式を非課税措置することは妥当である。
	担軽減措置等の 実績	税制上の特例措置を受けた施設は 22 件であり、この特例措置による過去 5 年間(平成 28 年度 ~令和 2 年度)の固定資産税・都市計画税の減税額は 1,052 百万円、不動産取得税の減税額は 17 百万円(内閣府調査)。
税 の す	地方税における 負担軽減措置等 適用状況等に関 る報告書」に いる適用実績	令和2年度適用額は以下のとおり。1/2 課税標準×税率=税額で記載。 不動産取得税: 0 千円 × 4% = 0 千円 固定資産税: 13,886,250 千円 × 1.4% = 194,408 千円 都市計画税: 3,288,075 千円 × 0.3% = 9,864 千円
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)		税負担軽減措置等の適用により、国、地方公共団体が税の影響を考慮せず、事業に合った方式を選択できる環境が実現することで、BOT 方式の件数の増加が見込まれ、ひいては PFI 全体の推進に資する。
	要望時の 目標	平成25年度~令和4年度の10年間で21兆円の事業規模目標(①コンセッション事業7兆円、②収益型事業5兆円、③公的不動産利活用事業4兆円、④その他事業5兆円)
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		上記目標については達成の上、令和4年6月3日に行われた民間資金等活用事業推進会議において決定した PPP / PFI 推進アクションプラン(令和4年改定版)の中で、令和4年度~令和13年度までの10年間で30兆円の事業規模目標を新たに定めたところ。
	までの要望経緯	(以下のとおり、令和3年度税制改正要望まで内閣府において要望が実施されている。) 平成17年度に、固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。 平成22年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。 平成23年度は、法改正により新たにPFI事業の対象となる公共施設等に特例措置を拡大するよう要望。 平成27年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望。 令和2年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置を要望し、令和7年3月末までの時限措置として、特例措置が延長されている。 令和3年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置及び特例措置の対象施設を拡大するよう要望。 令和4年度に固定資産税・都市計画税・不動産取得税の非課税措置及び特例措置の対象施設を拡大するよう要望。